

令和6年度から

65歳以上の方
(第1号被保険)

介護保険料が変わります



介護保険料は3年ごとに見直され、令和6年度から第9期（令和6年度～8年度）の新しい保険料になります。

高齢者の増加に伴い、介護保険サービスにかかる費用も年々増加する傾向にあります。このたび、本市では段階的に山県市介護給付費準備基金を取り崩しながら保険料の上昇を最小限に抑え、区分段階を増やし所得の多い人にはよりご負担いただき、所得が低い人にはご負担が少なくなるようにしました。

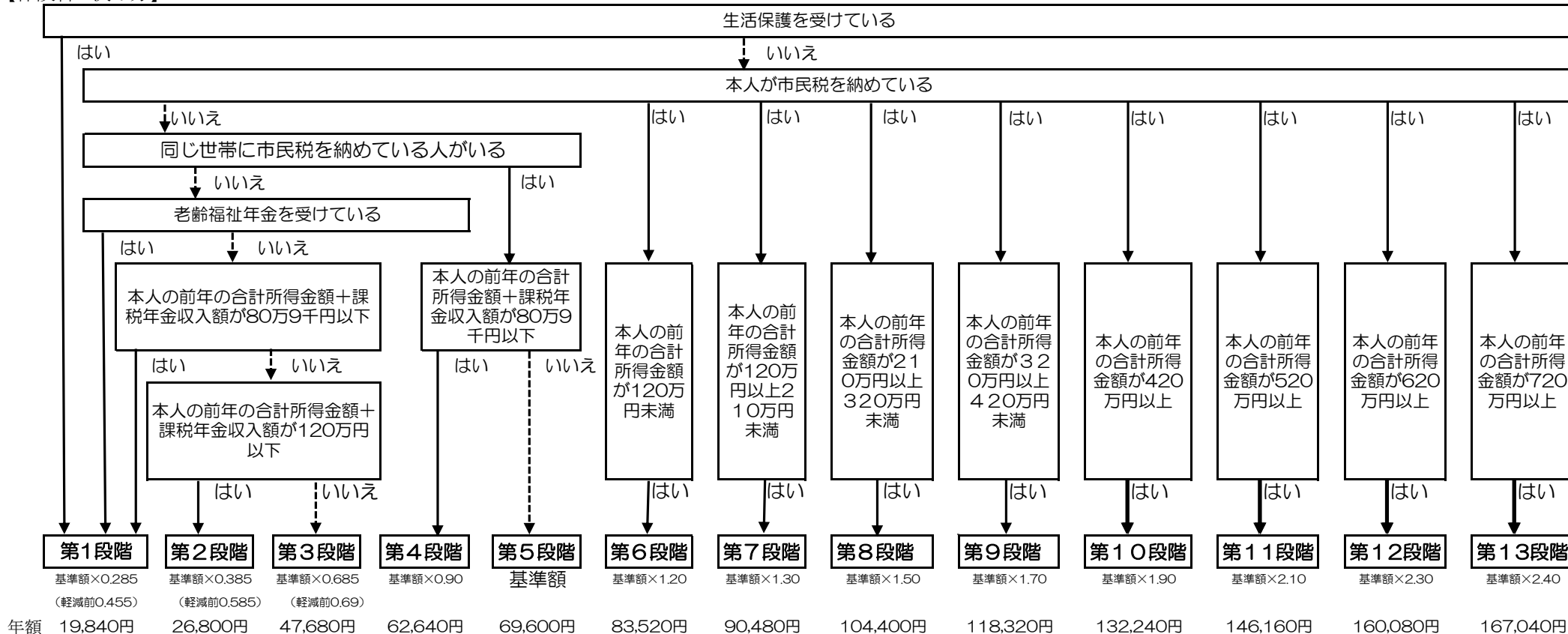
【納付方法】

- ①年金額が年額18万円以上の人・・・年金から天引きされます（特別徴収）
- ②年金額が年額18万円未満の人・・・納付書で個別に納めます（普通徴収）

次の人は、一時的に普通徴収になります。

- ・年度の途中で65歳（第1号被保険者）になった人
- ・他市町村から転入してきた人
- ・申告のやりなおしなどで保険料段階区分が変更になった人
- ・年金担保や年金差止めなどで保険料が差し引きできなくなった人

【保険料の決め方】



※令和6年度～8年度において、第1段階から第3段階の保険料については公費による軽減措置を行っています。

※令和7年度より第1、第2、第3、第4段階の課税年金等収入額が80万9千円になりました。（令和6年度は80万円）